

(お知らせ)

令和5年4月21日
防 衛 省

日米間の相互政府品質管理に係る枠組みの署名について

防衛省では、日米間の相互政府品質管理に係る枠組みについて、昨年末、米国国防省と基本的合意に至っておりましたが、この度、事務手続きが終了し署名いたしましたのでお知らせいたします。

本枠組みは、日米防衛当局間で調達装備品の品質管理業務の相互提供を行うためのものです。具体的には、米国が調達する装備品等の日本国内での品質管理を日本側が無償で行う代わりに、日本が調達する有償援助（FMS）装備品等の品質管理に係る費用の免除を受けることなどを内容とします。

本枠組みに基づき、FMS調達額が縮減され、FMS調達の合理化が推進されます。また、同盟国である米国との調達分野における協力関係の向上に繋がるものと考えております。

引き続き、FMS調達における合理化を推進するとともに、日米の防衛当局による防衛装備品の調達に関する協力を強化してまいります。

(以上)